

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうち
かんしょ生産性向上緊急支援事業（でん粉原料用かんしょ産地対策事業）
公募要領

第1 趣旨

甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業のうちかんしょ生産性向上緊急支援事業（でん粉原料用かんしょ産地対策事業）（以下「本事業」という。）の事業実施主体の公募については、この要領により行うものとする。

第2 事業の内容

本事業は、でん粉原料用かんしょ等の生産性向上を目的とした、次に定める取組に必要な経費を助成するものとする。

1 新品種の早期普及

でん粉原料用かんしょの新品種である「こないしん」、「みちしずく」の早期普及を目的としたウイルスフリー苗等の購入・増殖、ほ場での種いも増殖及び農家への配布に係る経費等。

2 ドローン等を使った防除技術の確立

ドローン等最新技術の導入により効率的な防除技術を実証するために必要なドローン等の機械購入費用、当該実証を行うための会議・研修会等の開催費、実証は設置費等。

3 ほ場の地力対策

担い手農家等が離農農家等の農地にでん粉原料用かんしょを新たに植え付ける場合のほ場の土壌条件の整備に必要な堆肥及び土壌改良資材の購入費用並びに深耕作業等の委託に必要な経費。

4 生分解性マルチの導入促進

でん粉原料用かんしょに係るマルチはぎ作業の省力化と廃プラスチック処理経費の削減を目的とした生分解性マルチの購入経費。

5 かんしょ生産省力機械の導入促進

かんしょ生産の省力化を図るために農業機械等を導入又はリース導入する場合に必要な経費。

（1）事業の対象となる農業機械等

- ア プランター
- イ 防除用機械
- ウ 茎葉裁断機
- エ ハーベスタ
- オ 耕土改良・排水対策用機械
- カ マルチャー
- キ マルチはぎ機
- ク 育苗用機器（苗床造成機、一斉採苗機等）
- ケ 乗用トラクター

（2）（1）のケの導入については、以下に掲げる要件を全て満たす場合に限るものとする。

- ア 専ら、でん粉原料用かんしょの生産に使用すること。
 - イ (1) のイからキまでに掲げる農業機械のいずれかをけん引するためのものであり、当該機械とともに導入すること。
 - ウ 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。
 - エ 乗用トラクター規格が、導入を予定する農業機械に対して適切なものであること。
- 6 「こないしん」及び「みちしずく」の生産拡大
「こないしん」及び「みちしずく」をでん粉原料用として生産・出荷するために必要な経費。
- 7 労働負荷軽減対策モデル実証
でん粉原料用かんしょ生産における作業の集約化及び作業受委託体制の構築に必要な以下アからエまでの取組に係る費用のうち、別表に掲げる経費。
- ア 地域における検討会の開催に係る経費
 - イ 実証計画（地域で取り組む作業の集約化及び作業受委託に係る体制、成果目標、委託作業の内容・規模、事業の活用計画等の取組内容を記載したもの）の作成・実施、分析に係る経費
 - ウ 実証結果の普及に係る経費
 - エ 実証における作業委託に係る経費

第3 応募要件

- 1 本事業の公募に応募できる者は、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 33 条第 1 項の指定地域をいう。以下同じ。）にあって、かんしょの生産振興の取組を行う次に掲げるものとする。
- (1) 生産者の組織する団体
 - (2) 農業協同組合
 - (3) 農業協同組合連合会
 - (4) かんしょでん粉製造事業者
 - (5) 協議会（でん粉原料用かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）
 - (6) かんしょでん粉製造事業者の組織する団体
 - (7) 公社（地方公共団体から出資を受けている法人をいう。）
 - (8) 土地改良区
 - (9) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）
 - (10) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）
 - (11) 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する法人及び団体をいう。）
 - (12) 民間企業

- 2 本事業の事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。
- 3 第2の1から4までの事業については、1の(1)から(6)までの者のみが実施できるものとする。
- 4 第1の7の事業については、事業実施主体欄の5のみが実施できるものとする。
- 5 1の(1)、(6)及び(12)の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。
- 6 1の(5)の者については、農業協同組合、地方公共団体等のかんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、組織及び運営について規約があること。
- 7 法人等(個人、法人及び団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

第4 採択要件等

1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。

- (1) 作付面積を1%以上増加
- (2) 10a 当たり労働時間を10%以上削減
- (3) 10a 当たり収量を2%以上増加
- (4) 3月植え及び4月植えの作付面積を1%以上増加

なお、(1)、(3)及び(4)については、でん粉原料用かんしょに限り目標として設定することができるものとする。

2 目標年度

目標年度は、第2の1から4まで及び6については、事業実施年度の翌年度、第2の5及び7については、事業実施年度の翌々年度とする。

3 事業実施計画の採択基準

- (1) 取組の内容が、事業の趣旨に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
- (4) 取組の内容が、受益地域におけるかんしょの生産性向上に寄与するものであること。
- (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (6) 事業実施主体の構成員が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下、「みどりの食料システム法」という。)に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

- (7) 事業を実施する地域において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (8) 第2の2及び5に取り組む場合は、以下のとおりとする。
- ア 取組の内容が、既存の農業機械等の代替として、同種・同能力の農業機械等を再度導入するもの（いわゆる更新）ではないこと。
 - イ 受益戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。
 - ウ 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等からみて適正であること。
 - エ 助成対象事業費が当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模が事業実施に必要な最小限なものであること。
 - オ 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。
 - カ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対するほ場を必須とする。）に加入すること。
 - キ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
 - ク 農業機械等の導入又はリース導入を行う応募者は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。
 - ケ 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
 - コ スマート農機、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
 - サ 無人航空機（ドローン等）の導入に当たっては、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知）等を遵守するものとする。
 - シ トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は事業実施年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）
- 4 留意事項農業機械等を導入する場合には、以下に留意するものとする。
- (1) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、財産管理台帳の写しを

九州農政局長に提出するものとする。

九州農政局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(2) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、九州農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合であっても同様とする。

イ 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）/当該農業機械等の法定耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

ウ 賃貸契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らとの競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第5 事業実施期間

令和7年3月31日までとする。

第6 助成

1 「補助対象経費の積算については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知。）及び「過大精算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房通知。）によるものとする。

2 補助対象経費は次のとおりとする。

(1) 事業の実施に直接必要な経費であって本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

(2) 第2の1から4まで（及び6）については、でん粉原料用かんしょの生産に係る取組のみ対象とする。

(3) 第2の5については、導入の場合は購入価格、リース導入の場合はリース物件価格とする。

なお、購入契約及びリース契約は、事業費の低減を図るため一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

イ リース導入の場合は、リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以内であること。

(4) 第1の7のエについては、植付作業及び収穫作業に係る委託費とし、収穫作業を委託した場合は、でん粉工場への出荷作業に係る委託費についても対象に含めることができる。

3 本事業の補助率については、次のとおりとする

(1) 第2の1から5については、事業に要した経費の1/2以内とする。

ただし、第2の5のリース料助成額は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間/法定耐用年数）×1/2 以内

イ リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2 以内

(2) 第2の6については、10アール当たり7,000円とする。

(3) 第1の7のアからウまでについては、10/10以内とし、エについては、1/2以内とする。

4 事業実施主体は、事業が適正に行われたことが確認できる資料（伝票、領収書、写真等。なお、被害が著しいほ場への対策に取り組む場合は、当該ほ場をプロットした地図等）を保管するものとし、九州農政局長は、必要に応じて、応募者に当該資料を求めることができるものとする。

5 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。

(1) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組

(2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組

(3) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組

(4) 事業実施主体の自己資金又は既に完了している取組

(5) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

(6) 補助対象経費に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

6 機械の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和2年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知）第1の6の（2）のイ 本対策における利益等排除についてを準用するものとする。

第7 審査方法等

1 九州農政局長は、応募者が第3の応募要件を満たすこと及び第10の3に定める応募書類が全て整っていることを確認した後、応募があった事業実施計画について、第4の採択要件等を満たしていることを審査した上で、農産局長に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- 2 農産局長は、1により九州農政局長から提出された事業実施計画について、第4の採択要件等を満たしていることを審査した上で、別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、別紙に掲げる審査基準等に基づき、採択優先順位を定め、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定する。

なお、審査の経過は、応募者に通知しない。また、審査の経過についての問い合わせその他一切の照会には応じない。

第8 審査結果の通知

審査の結果（補助金交付候補者として決定されたか否か）については、補助金交付候補者の決定次第、速やかに応募者に対して通知する。

第9 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定を取り消すこととする。

なお、他の国からの補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えないが、他の国からの補助金等の採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は採択の決定を取り消す場合がある。

第10 応募方法

1 公募期間

令和6年3月29日（金）から令和6年5月7日（火）午後5時まで（必着）

2 提出先及び問合せ先

応募書類は、郵便による場合は以下の提出先の住所に、電子メールによる場合は以下の提出先の電話番号に連絡の上、聞き取ったメールアドレスにそれぞれ提出するものとする。

なお、ファックスによる提出は受け付けない。また、資料に不備がある場合は、審査の対象とならない場合がある。

問合せは、以下の問合せ先にし、問合せ時間は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から1時までを除く。）とする。なお、電子メールによる問い合わせは、不可とする。

<提出先>

- ・九州農政局生産部園芸特産課
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎
TEL:096-300-6251、FAX:096-211-9780

<事業に関する相談窓口>

- ・九州農政局生産部園芸特産課
〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎
TEL:096-300-6251、FAX:096-211-9780
- ・事業担当課：農林水産省 農産局地域作物課
TEL:03-6744-2115（直通）

3 提出にあたっての留意事項

(1) 提出にあたっての留意事項

- ア 応募申請書（別紙様式1）
- イ でん粉原料用かんしょ産地対策事業 事業実施計画書（別紙様式2）
- ウ 規約、役員名簿、総会資料等、応募者の活動内容が分かる資料
- エ 申請書類チェックシート（別紙様式3）

(2) 事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。

(3) 応募書類を郵送等により提出する場合は、次に掲げる応募書類を封筒に入れ、「令和4年度補正予算でん粉原料用かんしょ産地対策事業応募書類在中」と表に朱書きし、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法により提出先窓口へ提出することとする。また、余裕をもって投函するなどにより、提出期限内に必着するようにすること。

なお、提出書類は返却しない。また、機密保持には十分配慮する。

(4) 申請書類を電子メールによる提出する場合は、(1)に掲げる書類を添付して、件名を「でん粉原料用かんしょ産地対策事業の申請書類(応募者名)」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載すること。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を応募者名・その○(○は連番)とすること。

(5) 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。また、申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、不備等のないよう作成すること。

(6) 審査に当たり、農林水産省から応募者に申請内容の確認を行う場合がある。

4 審査期間

令和6年5月上旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

5 採択・不採択の連絡

令和6年5月下旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

第11 採択後の事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければならない。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座（無利息型）の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

(1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。

(2) 事業実施主体は補助金の経理を当該事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経

- 理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、経理状況について公認会計士又は税理士の定期的な確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体は、甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業交付等要綱、同実施要領等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度まで事業実施状況の報告、事業成果の公表、事業終了後の事業評価等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属する（事業実施主体の代表者個人には、帰属しない。）。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限がある。

- (1) 取得財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

なお、農林水産大臣が承認をした当該取得財産の処分により得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

4 事業実施結果の評価

本事業終了後、自ら事業実施結果の検証・評価を行い、その結果を九州農政局長に報告するものとする。また、九州農政局長が報告のあった評価結果から、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断した場合は、改善計画を作成し、翌年度、再度評価を実施し、報告するものとする。

5 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

6 作業安全の確保

事業実施主体は農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを用いて事業実施期間中に作業安全に係る状況を確認し、作業安全の確保に努め、九州農政局長に対してチェックシートを提出するものとする。

第12 補助金の返還

九州農政局長は、事業実施主体について、次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認める場合は、補助金の

一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずることができるものとする。

- 1 本事業において導入された資材及び農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合
- 2 リース契約を解約又は解除した場合
- 3 事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止した場合
- 4 財産処分制限期間内において購入物件又はリース物件が消滅又は消失した場合
- 5 九州農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- 6 締結されたリース契約が、第6に定められたリース契約の条件に合致しなかったことが明らかとなった場合
- 7 事業評価等の報告を怠った場合